

浜松市いじめの防止等のための基本的な方針【改定のポイント】

策定及び改定について

- 平成26年3月 いじめ防止対策推進法に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を策定
- 令和4年3月 浜松市いじめ問題再調査委員会から、本方針の改定について提言が出された
- 令和4年9月 浜松市いじめ問題第三者委員会の諮問をし、答申を得て、本方針を改定した

○提言概要（本方針の改定に係る部分のみ）

- ・国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを踏まえた調査を実施するため、本方針を改定するとともに、いじめの重大事態の調査組織を見直すこと
- ・浜松市がいじめ防止対策について、点検と見直しが確実にできるような体制を整備するよう、市長の責任の下、本方針の改定を行うこと

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

- いじめの定義
 - ☑（新規）いじめは特定の教職員によらず、学校がいじめ対策組織を活用して認知
 - ☑（新規）犯罪行為として取り扱われるべきと認められた事案等については、教育的配慮や被害者への配慮の上、早期に警察と連携した対応を実施
 - ☑個々の行為がいじめに当たるかは「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要
- いじめの理解
 - ☑いじめはどの子供にも起こりうるものであり、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにすることが必要
- いじめの防止等に関する基本的考え方
 - いじめの未然防止
 - ☑学校は、全ての子供に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、心の通う人間関係の素地を養う
 - いじめの早期発見
 - ☑（新規）子供がSOSを発信できるようにすること、教職員がSOSに気付けるようにすることが必要
 - ☑いじめを隠したり軽視したりしないよう、積極的にいじめを認知
 - いじめへの対処
 - ☑（新規）いじめへの対処について、PDCAサイクルによる点検・見直しの実施

第3 重大事態への対処

- ☑（新規）調査の基本姿勢、留意事項、被害児童生徒等に対する調査方針の説明
 - 教育委員会及び学校は詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」等の判断をしない
 - いじめを受けた子供・保護者に寄り添いながら対応することを第一とする
 - 調査記録等は5年間保存とし、廃棄はいじめを受けた子供・保護者に説明の上行う
- ☑（拡充）転校した場合、目安となる30日間の欠席に達していなくても重大事態に該当する可能性がある
- ☑（拡充）調査主体、調査を行う組織等について
 - 学校が調査主体の場合
 - ・校内いじめ対策委員会に第三者を加え、教育委員会からの必要な指導や適切な支援を受けながら調査を実施
 - 教育委員会が調査主体の場合
 - ・教育委員会からの諮問により、浜松市いじめ問題第三者委員会が調査を実施
- ☑重大事態の報告を受けた市長が必要があると認めた場合、浜松市いじめ問題再調査委員会による調査を行い、結果を踏まえて同種の事態の発生の防止等のために必要な措置を講ずる

改定の概要

○改定概要

- ・公平性・中立性を確保した重大事態への対処
- ・浜松市がいじめ防止対策が適切に機能しているか評価・点検して見直す仕組みを整備
- ・いじめの早期発見のための相談体制の整備・迅速な対応
- ・いじめは特定の教職員によらず、組織で対処
- ・いじめを行った子供に対しての指導や関係機関と連携した対応
- ・本方針の定期的な見直し

第2 浜松市がいじめの防止等のための対策

- 浜松市の役割・対策
 - ☑（新規）市長事務部局にいじめ重大事態につながるおそれのある事案を調査するいじめ調査委員の設置
 - ☑（新規）教育委員会の附属機関として、浜松市いじめ問題第三者委員会の設置
 - ☑（新規）「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」が本市の実情に即して適切に機能しているか、PDCAサイクルによる点検・見直しを実施
 - ☑関係機関及び諸団体との連携を図るため、浜松市いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - ☑（拡充）いじめの通報・相談を受け付ける体制の整備（ICTを活用した相談等）・周知
- 浜松市教育委員会としての対策
 - ☑（新規）教職員が方針に沿った対応ができるように、具体的な対応について示した「いじめ対応の手引き」の作成
 - ☑（新規）教職員、子供、保護者等に対するいじめ防止対策の取組状況調査の実施
- 学校としての対策
 - ☑（新規）いじめが解消している状態の要件
 - ☑（新規）いじめに関する情報は5W1Hや関係性を明らかにして、適切に記録しておく
 - ☑（新規）「学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているか、PDCAサイクルによる点検・見直しを実施
 - ☑（拡充）いじめを行った子供への特別の指導計画による指導と保護者への助言及び関係機関との連携
 - ☑いじめを受けた子供とその保護者への支援
 - ☑子供主体のいじめ防止に資する活動の実施（児童会・生徒会主催の集会実施等）
 - ☑学校は「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長のリーダーシップの下、対応
- 地域や家庭の役割
 - ☑（新規）学校運営協議会との連携（学校いじめ防止基本方針やいじめ対応等に関する意見聴取等）
 - ☑（拡充）保護者は、子供がいじめを行うことがないよう、規範意識を養うための指導等を行うよう努め、いじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、学校と協力して指導する

第4 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ☑（新規）本方針の見直しについて
 - 国の基本方針は3年の経過を目途として、いじめ防止対策推進法の施行状況等を勘案して、見直しを検討
 - 本市においても、3年の経過を目途として、国の基本方針の見直しを参酌、又は社会状況の変化等を勘案しながら本方針を見直し
 - 見直し結果に応じて、必要な措置を実施